

第 8 期あきる野市

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(骨子案)

令和 3 年度～令和 5 年度
(2021 年度～2023 年度)

令和 3 年 月

あきる野市



総論.....	1
第1章計画の策定に当たって.....	3
第1節策定の背景・目的.....	3
第2節計画の法的位置付け.....	4
第3節市の各計画との関連.....	4
第4節計画の期間.....	5
第5節計画の策定体制.....	5
第6節計画の将来目標と基本理念.....	7
1 将来目標.....	7
2 基本理念.....	8
第7節計画の基本目標.....	8
第8節施策の体系.....	9
第2章高齢者を取り巻く状況と課題.....	10
第1節高齢者を取り巻く現状と推移.....	10
1 人口の推移・推計.....	10
2 要介護（要支援）認定者の状況.....	13
3 認知症の高齢者の推移・推計.....	16
第2節地域包括ケア「見える化」システム.....	17
各論.....	18
第1章健康づくりと介護予防の推進.....	19
第1節健康づくりへの支援.....	19
第2節介護予防の推進.....	19
第2章多様な社会参加・生きがいの促進.....	19
第1節就業への支援.....	19
第2節社会参加への支援.....	19
第3章高齢者の自立的な暮らしの支援.....	20
第1節介護保険サービスの充実.....	20
第2節福祉サービスの充実.....	20

第4章高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり	20
第1節支え合いの仕組みづくり.....	20
第2節総合的な相談・支援体制の充実.....	20
第3節生活環境の整備と支援.....	20
第5章介護保険事業の整備	20
第1節日常生活圏域と地域包括支援センター.....	20
第2節介護基盤の整備.....	20
第6章介護保険事業量等の実績と見込み	20
第7章介護保険事業費等の実績と見込み	20



第1章 計画の策定に当たって

第1節 策定の背景・目的

高齢者の介護を社会全体で担い、質の高い介護サービスを提供することを目的として、平成12年度から始まった介護保険制度は、この20年間で、社会に不可欠な仕組みとして定着しました。

今後も高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに、要介護認定者の重度化、介護者の高齢化や負担の増大は大きな問題となっていきます。このような情勢の中で、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が連携して高齢者を支えるとともに、必要に応じて、高齢者福祉サービスや介護サービスなどを効果的に活用できるような社会を築くことが重要です。

今後、団塊の世代^{※1}が全て75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、住まい、医療、介護、予防、生活支援など、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者をサポートする、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を図ることが不可欠であるとともに、団塊ジュニア世代^{※2}が65歳となる令和22（2040）年を見据え、介護サービス需要の更なる増加・多様化や地域の特性に応じた取り組みが必要となります。

また、健康づくりや生きがいづくりの充実など、いかに心身の健康を維持するかといった予防的支援や地域共生社会^{※3}の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備することが重要となっています。

市では、平成29年3月に「第7期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステム^{※4}の構築に向けた取組や、予防を重視した高齢者保健福祉施策の推進を図ってきました。

今後も、こうした高齢者を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として、令和2年度から令和5年度までの施策を明らかにし、「第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

第8期事業計画では、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に取り組むとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、令和7年（2025）年と令和22（2040）年を見据えたサービス基盤の整備と介護を支える人的基盤の確保に取り組めます。

また、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者、関係機関との連携等により解決が図られるよう、地域共生社会の実現を目指していきます。

※1：第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22年から昭和24年（1947年～1949年）頃までに生まれた人々のこと。

※2：第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。昭和46年から昭和49年（1971年～1974年）頃までに生まれた人々のこと。

※3：子ども・高齢者・障害者など全ての人々が生き生きと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。

※4：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が重要視されている。

第2節 計画の法的位置付け

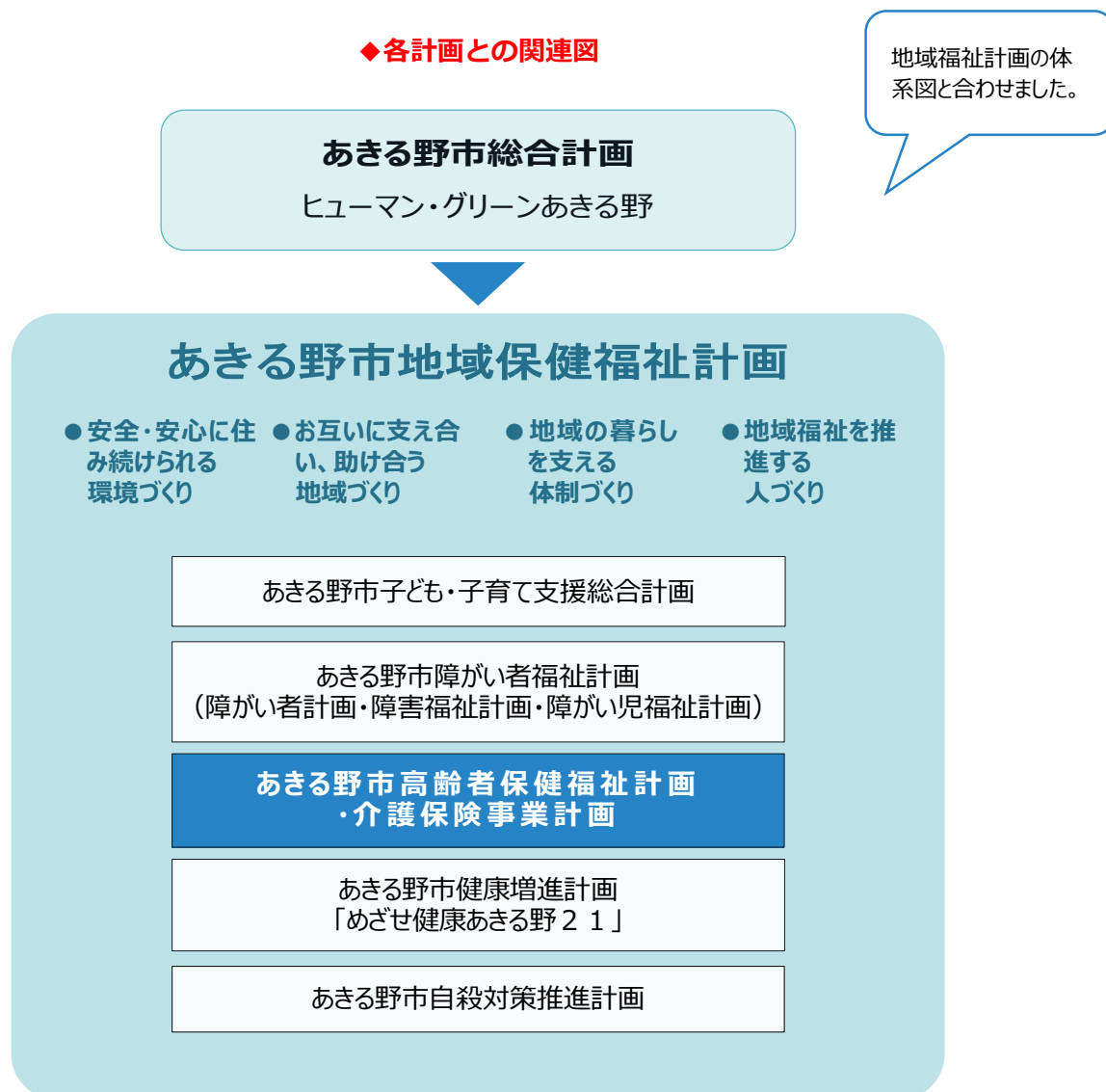
本計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めるものです。また、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込み等を定めるものです。

市では、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定します。

第3節 市の各計画との関連

本計画は、国・都の関連計画を考慮するとともに、「あきる野市総合計画 ヒューマン・グリーンあきる野」を基盤として、市の地域保健福祉に関連する計画やその他関連計画との整合を図りつつ策定しています。

◆各計画との関連図



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

◆計画の期間

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度										
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029										
期間	第7期																					
	見直し改定		第8期計画 (本計画)										見直し改定		第9期		見直し改定		第10期			

第5節 計画の策定体制

本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者代表及び市職員から構成された「あきる野市介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しました。

また、策定に当たっては、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方及び要支援1・2の認定を受けている方2,000人を対象に実施した「あきる野市介護予防・日常生活圏域^{※1}ニーズ調査」と要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方882人を対象に実施した「あきる野市在宅介護実態調査」、パブリックコメント^{※2}の実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。

※1：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活ができるように、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分した圏域のこと。

※2：行政が政策や制度等を定める際に、市民の意見を聞き、それらを考慮して最終決定を行う行政手続、あるいはその意見のこと。

あきる野市介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

期 間 令和 2 年 1 月 20 日～令和 2 年 2 月 14 日
対象者 介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の方及び要支援 1・2 の認定を受けている方 (2,000 人)
回収率 69.8% (1,395 人)

あきる野市在宅介護実態調査

期 間 令和元年 5 月 9 日～令和元年 12 月末まで
対象者 要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方 (882 人)
回収率 48.6% (429 人)

在宅生活改善調査 ①事業所調査

期 間 令和 2 年 ●月●日～令和 2 年 ●月●日まで
対象者 事業所の管理者 (●人)
回収率 ●.●% (●人)

在宅生活改善調査 ②利用者調査

期 間 令和 2 年 ●月●日～令和 2 年 ●月●日まで
対象者 事業所のすべてのケアマネジャー (非常勤も含む) (●人)
回収率 ●.●% (●人)

統計資料の分析・既存計画等文献調査 など
現状の把握・課題の抽出

あきる野市介護保険事業計画策定委員会

現状や課題を踏まえ、様々な視点から、あきる野市の高齢者保健福祉・介護保険事業の推進に向けた基本理念や活動のあり方等について、計●回審議 (令和 2 年 3 月 18～令和 3 年 ●月●日)

委員 16 人【保健医療関係者 (3 人)、福祉関係者 (7 人)、学識経験者 (1 人)、被保険者代表 (4 人)、市職員 (1 人)】

あきる野市介護保険事業計画策定
委員会から市長への計画案報告

パブリックコメントの実施

意見募集期間：
令和●年●月●日～平成●年●月●日
意見等件数：●件 (●人)

第 8 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

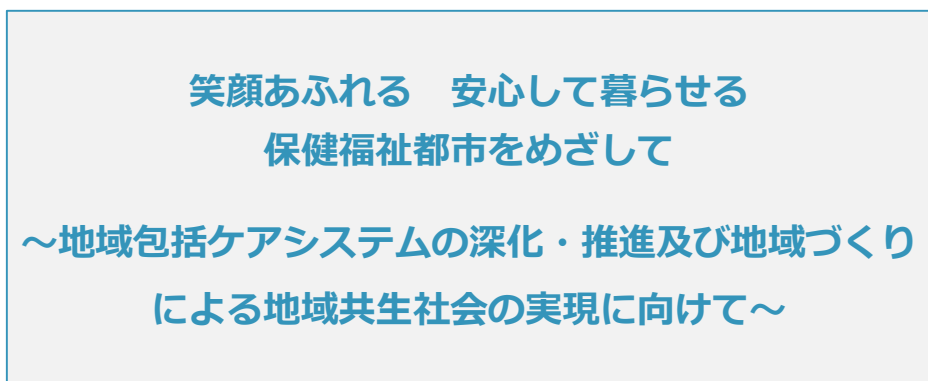
第6節 計画の将来目標と基本理念

1 将来目標

高齢化の急速な進展等、社会状況の大きな変化が見込まれる中、今後も身近な地域の中で高齢者とその家族が安心して生活できる社会、つまり地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。また、高齢者一人ひとりが生きがいをもって暮らすとともに、高齢者もつ豊かな経験や知識が次代へとつながる、高齢者が輝ける社会の実現が期待されています。

令和5年度を目標とする第8期計画では、上記の課題や、第7期までの計画との関連性・連続性を踏まえて、将来目標を次のとおりとします。

《 将来目標 》



■ あきる野市の地域包括ケアシステムの姿



2 基本理念

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、利用者本人の主体的な選択に基づき、本人・家族の心構えを持って、個々の状況に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、本計画では次の4つの基本理念を掲げます。

理念1 介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上



理念2 在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築



理念3 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止



理念4 日常生活を支援する体制の整備



第7節 計画の基本目標

基本理念に沿った高齢者保健福祉の実現に向けて、本計画では次の4つの基本目標に沿って高齢者保健福祉施策を推進します。

目標1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進



目標2 多様な社会参加・生きがいの促進



目標3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援



目標4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり



第8節 施策の体系

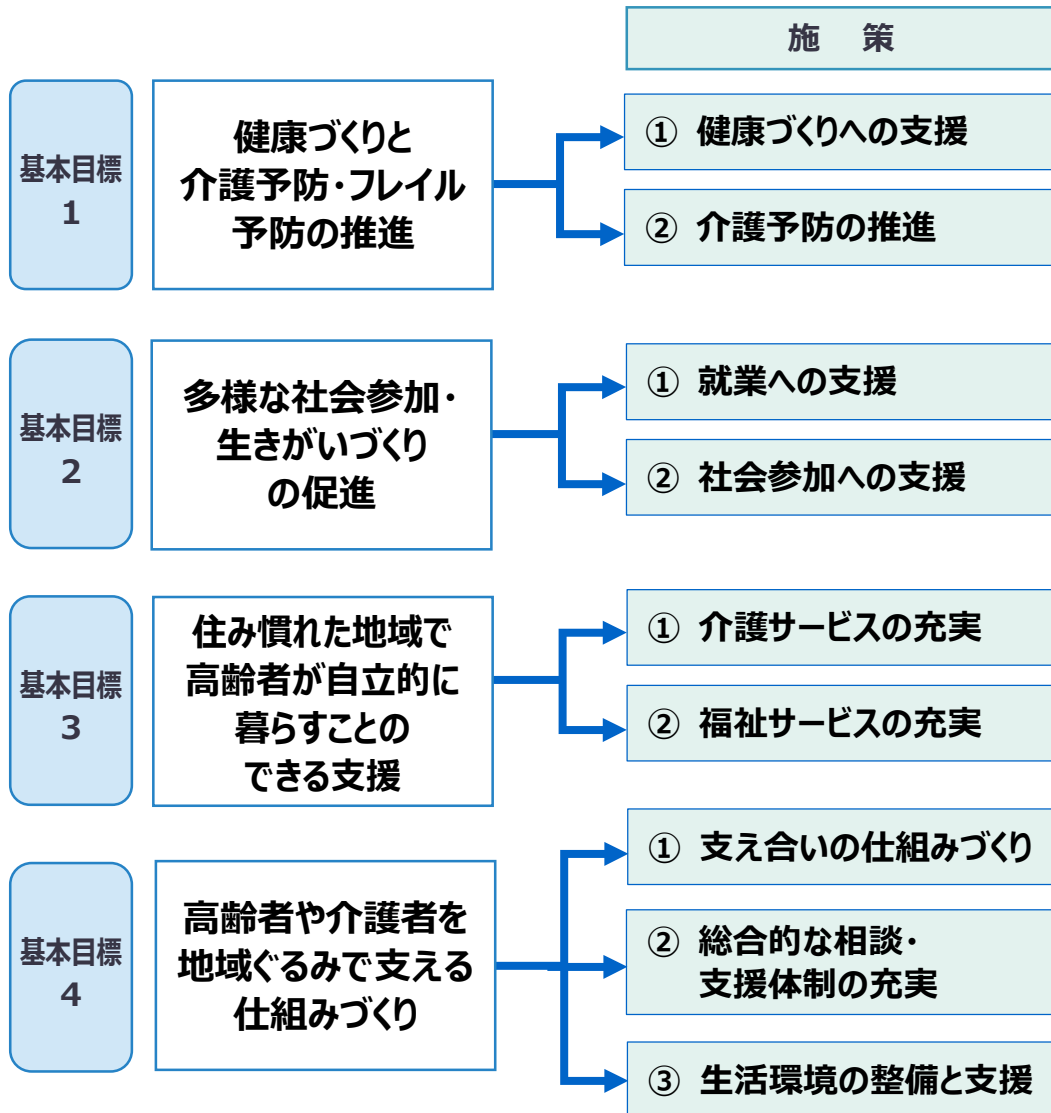
本計画は、次の体系で構成しています。

将来
目標

笑顔あふれる 安心して暮らせる保健福祉都市をめざして
～地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域づくりによる
地域共生社会の実現に向けて～

基本
理念

- 理念1 介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上
- 理念2 在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築
- 理念3 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止
- 理念4 日常生活を支援する体制の整備



第2章 高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者を取り巻く現状と推移

1 人口の推移・推計

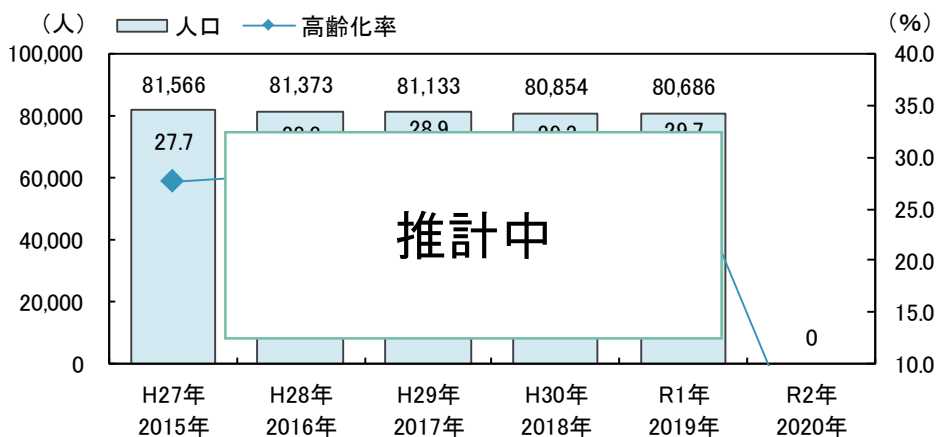
(1) あきる野市の総人口と高齢化率の推移・推計

市の人口は、平成24年から平成29年には約16%減少しています。また、同期間の65歳以上の高齢化率は、4.2ポイント

平成30年から平成35年には約16%増加が見込まれます。また、同期間の65歳以上の高齢化率は、1.4ポイントの増加が見込まれます。

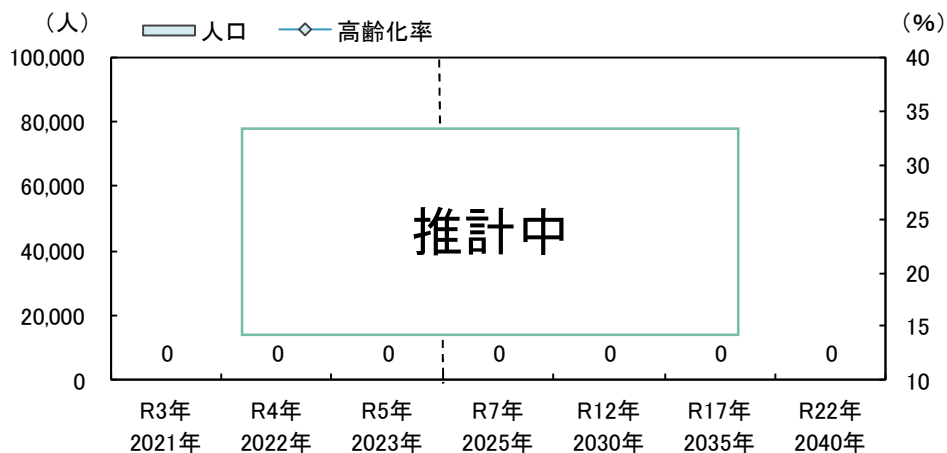
コメントはデータが確定したら更新

◆総人口・高齢化率の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10月1日現在）

◆総人口・高齢化率の推計



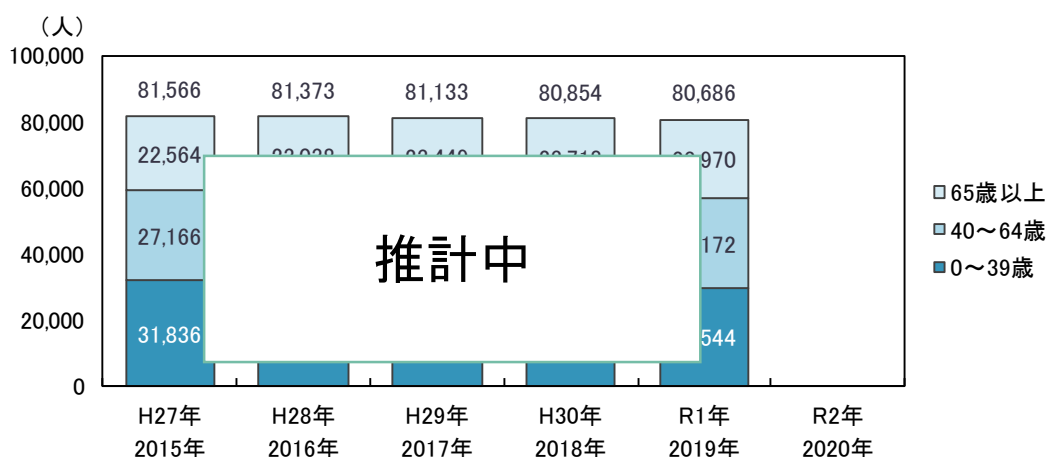
※：市の推計による

(2) 年齢層別人口構成の推移・推計

年齢層別の人口構成の推移は、平成 24 年から平成 29 年にかけて、65 歳以上の人口は 3,168 人増加しています。一方、
 また、40～64 歳の人口は平成 24 年から平成 29 年にかけて、3,168 人減少しています。
 平成 30 年から平成 32 年まで横ばいの後に減少、0～39 歳は引き続き減少していくことが見込まれます。

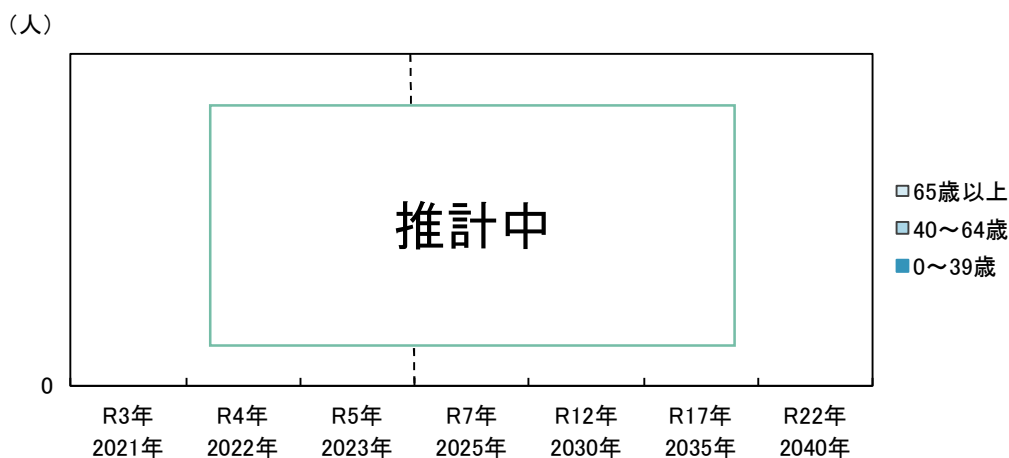
コメントはデータが確定したら更新

◆年齢層別人口構成の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

◆年齢層別人口構成の推計



※：市の推計による

(3) 高齢者人口の推移・推計

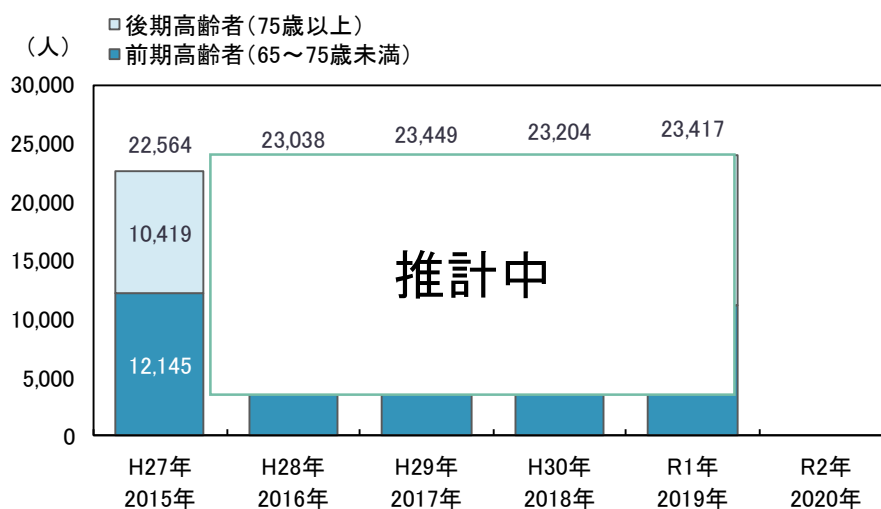
高齢者人口の推移は、住民基本台帳に基づき算出しており、そのうち前期高齢者は572人、後期高齢者は2,345人の減少、後期高齢者は27,057人が増加しています。

平成30年から平成31年までの高齢者人口の推移は、前期高齢者は572人の減少、後期高齢者は2,345人の減少、後期高齢者は27,057人が増加しています。

コメントはデータが確定したら更新

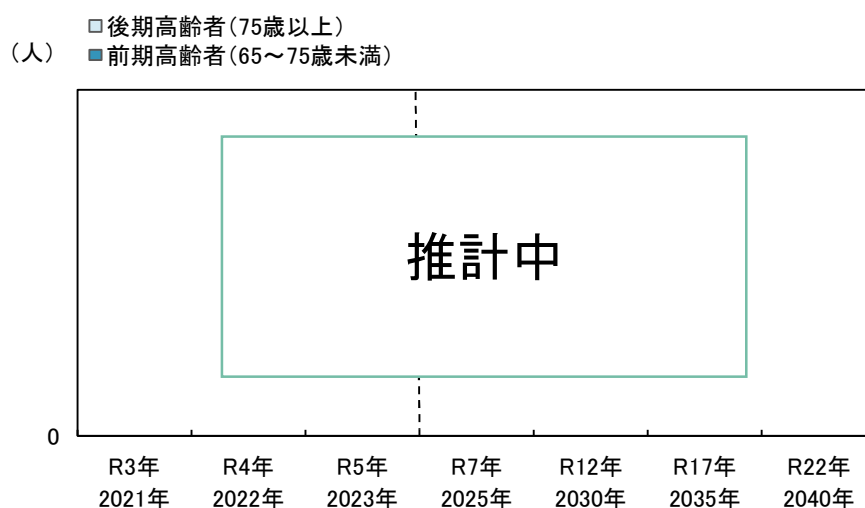
まれますが、前期高齢

◆高齢者人口の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年10月1日現在）

◆高齢者人口の推計



※：市の推計による

2 要介護（要支援）認定者の状況

(1) 認定者数の推移・推計

認定者数は、平成27年から平成29年までは、第1号被保険者、第2号被保険者※¹ともに増加しています。また、認定者数は平成30年から平成31年にかけては、第1号被保険者、第2号被保険者ともに増加傾向となっています。

コメントはデータが確定したら更新

◆第1号・第2号被保険者の認定者数の推移

	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年	H30年 2018年	R1年 2019年	R2年 2020年
第1号被保険者	2,969	3,059	3,240			
65～74歳	420					
75歳以上	2,549					
第2号被保険者	94					
合 計	3,063	3,151	3,327			

※：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

◆第1号・第2号被保険者の認定者数の推計

	R3年 2021年	R4年 2022年	R5年 2023年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年
第1号被保険者							
65～74歳							
75歳以上							
第2号被保険者							
合 計							

※：市の推計による

※¹：第1号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方のこと。第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者のこと。

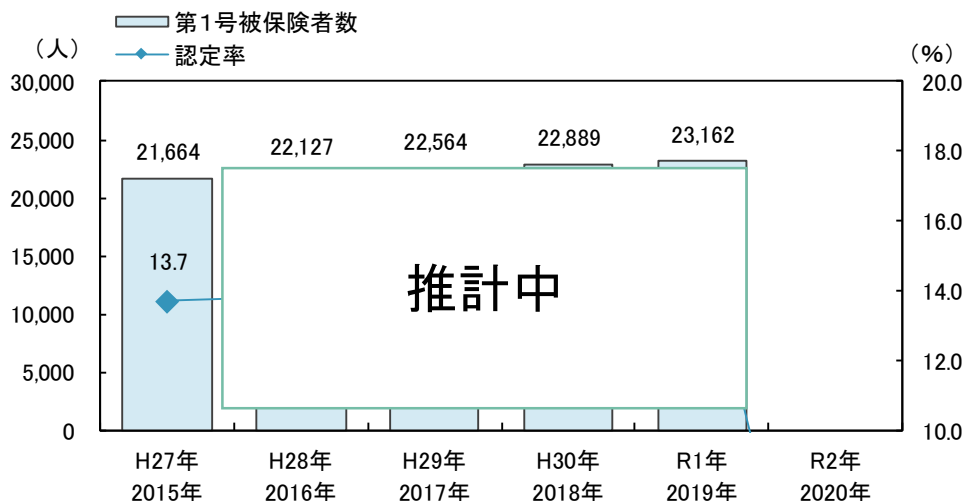
(2) 第1号被保険者数と認定率の推移・推計

第1号被保険者数に対する認定者の割合（認定率）は、平成24年から平成29年にかけて、2.4ポイント上昇しています。

平成30年から平成35年にかけては、2.4ポイント上昇し、平成35年には17.6%になることが見込まれます。

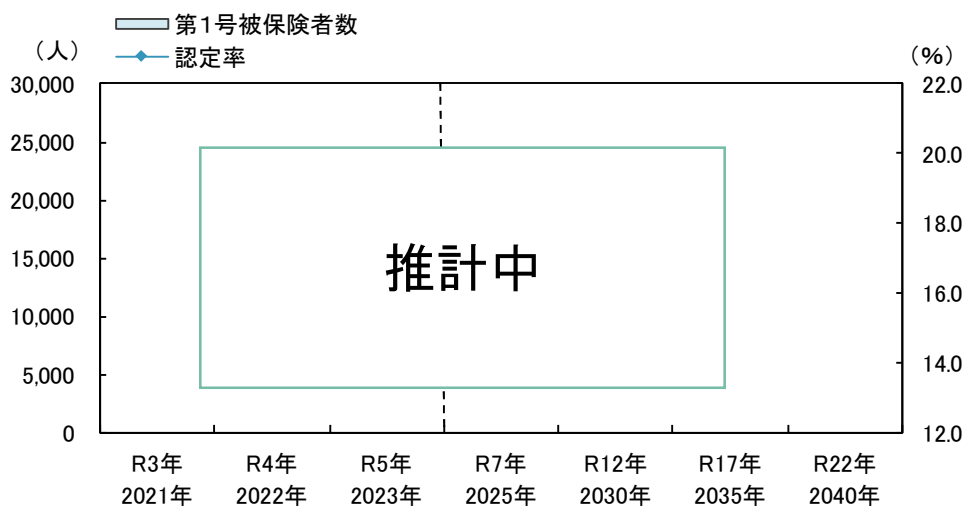
コメントはデータが確定したら更新

◆第1号被保険者数と認定率の推移



※：第1号被保険者数に対する認定者の割合
 ※：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

◆第1号被保険者数と認定率の推計

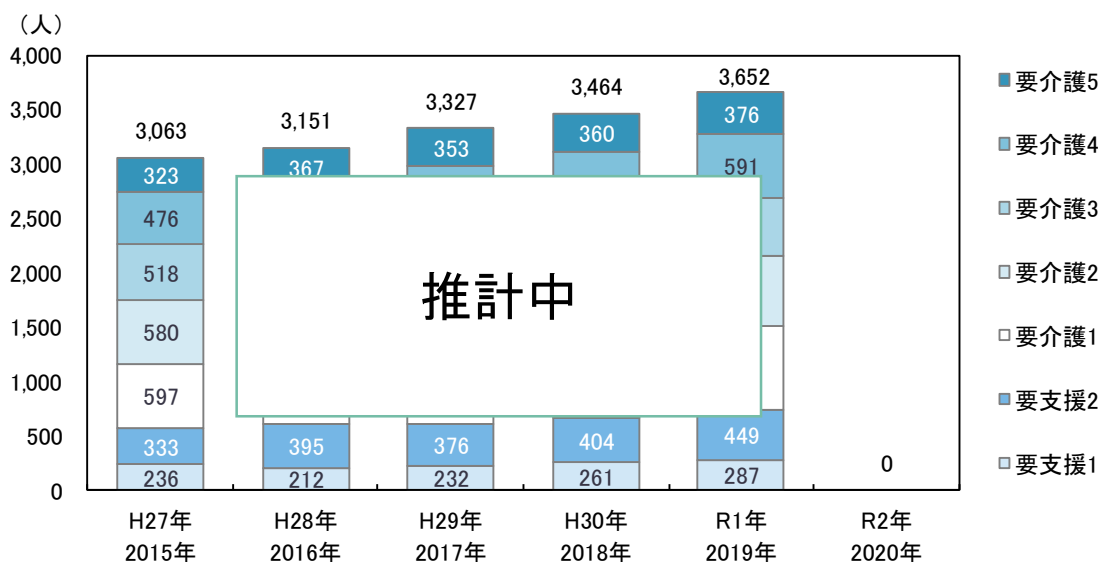


※：第1号被保険者数に対する認定者の割合
 ※：市の推計による

(3) 要介護度別認定者数の推移・推計

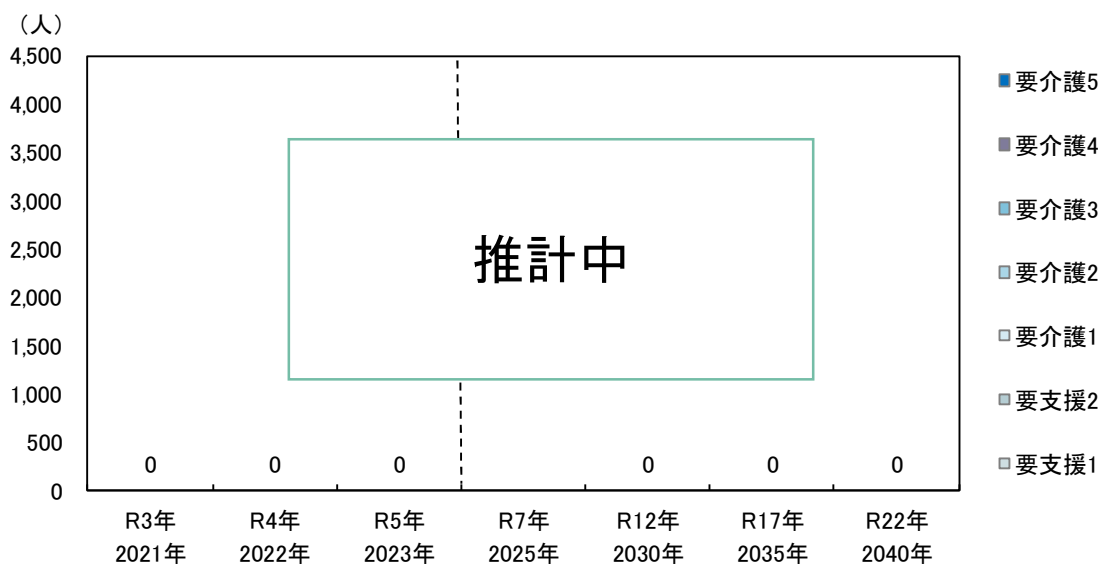
要介護度別の認定者数（第1号、第2号被保険者の合算）は次のとおりとなっています。

◆要介護度別認定者数の推移



※：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

◆要介護度別認定者数の推計



※：市の推計による

3 認知症の高齢者の推移・推計

推計中

第2節 地域包括ケア「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、厚生労働省が運営する、都道府県・区市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

第8期事業計画は、地域包括ケア「見える化」システムを用いて作成しました。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、地域分析を行い、介護サービス見込量の推計から必要な保険料を算定し、計画に反映させています。

この見える化システムはインターネット環境があれば、誰でもIDとパスワードを取得し、全国の状況を閲覧することができます。

介護保険給付や地域支援事業の実績把握や分析において、地域包括ケア「見える化」システムをはじめとする各種調査報告や分析システムを活用するにあたり、個人情報取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていきます。

◆地域包括ケア「見える化」システム





第1章 健康づくりと介護予防の推進

現状と課題



前回、アンケート調査結果から見る、あきる野市の高齢者を取り巻く課題を、それぞれの章の冒頭に移動したイメージです。

第1節 健康づくりへの支援

第2節 介護予防の推進

第2章 多様な社会参加・生きがいづくりの促進

現状と課題



第1節 就業への支援

第2節 社会参加への支援

